

## 処遇改善加算・事業費総額の計算方法記入例

生活援助サービス(自己負担1割の場合)

要支援1の利用者が、生活援助サービスを月4回利用の場合

同一建物減算なしの場合

【基本部分】

週1回程度の利用が必要な場合(1月の中で全部で4回まで)

生活援助サービス週1回(1回につき213単位) → 同一建物減算なしの場合

$$213\text{単位} \times 4\text{回} = 852\text{単位}$$

【加算】

生活援助サービス初回加算 → 初回加算を算定する場合(200単位)

生活援助サービス処遇改善初回加算【処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)】 → 初回加算を算定した場合(20単位)

生活援助サービス処遇改善加算の単位数 [加算Ⅱ週1回] → 同一建物減算なしの場合

$$21\text{単位} \times 4\text{回} = 84\text{単位}$$

【事業費総額】

→ 同一建物減算なしの場合 + 初回加算を算定 + 処遇改善加算Ⅱ(初回加算分) + 生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週1回  
(852単位 + 200単位 + 20単位 + 84単位) × 10 = 11,560円

保険請求額(同一建物減算なしの場合)

$$11,560\text{円} \times 90\% = 10,404.0$$

$$= 10,404\text{円} \text{ (1円未満の端数がある場合は切捨て)}$$

利用者負担額(同一建物減算なしの場合)

$$\text{事業費総額}(11,560\text{円}) - \text{保険請求額}(10,404\text{円}) = 1,156\text{円}$$

【減算】

同一建物減算ありの場合

【基本部分】

週1回程度の利用が必要な場合(1月の中で全部で4回まで)

生活援助サービス週1回・同一(1回につき191単位) → 同一建物減算ありの場合

$$191\text{単位} \times 4\text{回} = 764\text{単位}$$

【加算】

生活援助サービス初回加算 → 初回加算を算定する場合(200単位)

生活援助サービス処遇改善初回加算【処遇改善加算Ⅱ(初回加算分)】 → 初回加算を算定した場合(20単位)

生活援助サービス処遇改善加算の単位数 [加算Ⅱ週1回・同一] → 同一建物減算ありの場合

$$19\text{単位} \times 4\text{回} = 76\text{単位}$$

【事業費総額】

→ 同一建物減算ありの場合 + 初回加算を算定 + 処遇改善加算Ⅱ(初回加算分) + 生活援助サービス処遇改善加算Ⅱ週1回・同一  
(764単位 + 200単位 + 20単位 + 76単位) × 10 = 10,600円

保険請求額(同一建物減算ありの場合)

$$10,600\text{円} \times 90\% = 9,540.0$$

$$= 9,540\text{円} \text{ (1円未満の端数がある場合は切捨て)}$$

利用者負担額(同一建物減算ありの場合)

$$\text{事業費総額}(10,600\text{円}) - \text{保険請求額}(9,540\text{円}) = 1,060\text{円}$$